

2024年度 児童養護施設等助成金募集要項

公益財団法人 令和みらい財団

当財団では、困難を抱えた子ども達の健全な育成と自立に寄与するという目的のため、児童養護施設等で生活する子ども達の教育環境の充実と、学習環境に必要な設備等の購入及び活動に必要な資金の全部又は一部を助成します。

(助成対象事業)

児童養護施設等が、子ども達の教育環境の充実と、助成対象期間内に実施される学習環境に必要とされる設備等の購入や活動の費用で、当財団以外から重複して補助金や助成金の受給を受けていない又は受給を予定していない事業を対象とします。

例) ・学習環境を整える教材や情報通信機器の購入、教育設備の導入費用

・施設内外での様々な行事や社会教育施設での研修に直接かかる費用

(助成金額)

交付する助成金の限度額は、施設の規模に応じて変動しますが上限は50万円とし、1施設に対する助成は、助成対象期間内において1回とします。各施設への助成金額は、当財団理事会の決議により決定します。

(助成対象期間)

助成対象期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとします。

(応募方法)

下記の書類を当財団まで送付してください。

- ・ 助成金申請書
- ・ 申請金額の根拠となる見積書のコピーや計画書など
- ・ 直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書
- ・ 直前事業年度の法人全体の貸借対照表

(申請期間)

申請期間は、2025年4月1日～2025年4月30日 (期間内に必着)

(応募・お問合せ先)

〒173-0026 東京都板橋区中丸町 11-2 ワコーレ要町ビル6F

公益財団法人 令和みらい財団 事務局宛

受付時間 13時～17時 (月～金、年末年始を除く) TEL 050-3590-4754

MAIL info@reiwa-mirai.jp

※お電話ですと、どうしても担当者が不在の場合等、ご対応がすぐにできかねる為、応募者の皆様に確実にご対応させて頂くため、メールにてお問合せをお願いいたします。
何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(助成金の交付)

助成対象事業に決定した後、指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

(選考)

書類選考を行った後、外部有識者を含む選考委員会に諮り、理事会の決議を経て、助成対象事業ならびに助成金額を決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(結果通知)

選考結果については、2025年7月末までに当財団から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

(助成対象者の義務)

助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り、速やかに事業を遂行してください。

- (1) 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- (2) 助成対象事業の内容に変更の必要があるときは、その旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- (3) 助成対象事業が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届を当財団に遅滞なく届け出てください。
- (4) 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に助成対象事業完了報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。
- (5) 助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還)

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部を返還していただきます。

- (1) 助成対象期間内に助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- (4) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (5) 前項の「助成対象者の義務」を果たさなかったとき